

令和8年度 八尾市職員エンゲージメント調査・分析 及び組織風土改善支援業務委託事業者募集要領

1. 趣旨

本要領は、令和8年度八尾市職員エンゲージメント調査・分析及び組織風土改善支援業務（以下「本業務」という。）を委託する事業者を調達するにあたり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2. 委託業務の概要

(1) 業務名

令和8年度八尾市職員エンゲージメント調査・分析及び組織風土改善支援業務

(2) 業務内容

別紙「令和8年度八尾市職員エンゲージメント調査・分析及び組織風土改善支援業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

なお、仕様書の内容は現時点での予定であり、受託候補者との協議の中で変更する場合がある。

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 契約上限額

2,640,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む）

3. 提案参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に抵触しないこと。
- (2) 八尾市財務規則（昭和39年八尾市規則第33号）第98条の入札参加資格を備えていること。
- (3) 応募の受付期限日において、会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく申立てがなされていないこと。
- (4) 公示の日から審査時までの間において、八尾市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (5) 八尾市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等排除措置等を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- (6) 参加申請時点において、国又は地方自治体、民間企業等のエンゲージメント調査及び分析の双方を含む業務の実績を有すること。様式第3号により実績の確認を行います。
- (7) 政治団体及び宗教団体に該当しないこと。

4. スケジュール

No.	内容	日程・期限等
1	公募開始日	令和8年 9月 4日（金）
2	質問受付期限	令和8年 9月10日（木）17時

3	質問に対する回答	令和8年 9月16日（水）予定
4	参加申請書等の提出期限	令和8年 9月25日（金）17時
5	参加資格審査の結果通知・ 提案書等の受付開始	令和8年10月 1日（木）予定
6	提案書等の提出期限	令和8年10月 7日（水）17時
7	プレゼンテーション審査実施	令和8年10月 16日（金）
8	審査結果通知	令和8年10月21日（水）予定
9	契約締結・業務開始	令和8年10月下旬 予定

※様式等については、本市ホームページからダウンロードすること。

※提出書類を持参する場合は、事前連絡の上、持参すること。

※応募者が4者以上の場合は、提出された提案書等による書類審査を実施し、評価点数の高い上位3者をプレゼンテーション審査の対象とする。この場合の書類審査の結果は、プレゼンテーション審査実施前（令和8年10月13日（火）を予定）に通知する。

5. 応募手続きに関する事項

（1）質問の受付及び回答

① 受付期間

公募開始日から令和8年9月10日（木）17時まで【必着】

② 質問方法

質問は、八尾市電子申請システム（八尾市職員エンゲージメント調査・分析及び組織風土改善支援業務 公募型プロポーザルの質問フォーム）により行うこと。

URL：<https://lgpos.task-asp.net/cu/272124/ea/residents/procedures/apply/51clad6d-2f30-486e-93ed-2fd029a0f02f/start>

※電子申請システム以外の方法による質問は受け付けない。

※電子申請システム以外の方法による本市職員への質問並びに個別のヒアリングは厳禁とする。

③ 回答方法

- ・令和8年9月16日（水）（予定）に本市ホームページに掲載する。
- ・本市において、意図を変えない範囲で内容を編集し、回答を行う場合がある。
- ・質問票の内容に疑義が生じた場合は、市より質問者へ問合せをする場合がある。

※質問がない場合並びに見解を異にする場合は、本市の決定に基づくものとする。

（2）参加申請書類の提出及び参加資格審査結果通知

① 提出書類

No.	提出書類名	提出部数	備考
1	【様式1】参加申込書兼誓約書	1部	データ提出に加え、押印した原本については別途郵送又は持参が必要
2	【様式2】事業者概要書	1部	
3	【様式3】業務実績調書	1部	

4	【様式4】使用印鑑届	1部	
5	印鑑証明書	1部	
6	法人登記簿謄本	1部	
7	法人税・消費税及び地方消費税、法人市区町村税及び固定資産税に滞納がないことを証明できる書類（国税納税証明書、市区町村税納税証明書等）	1部	・発行後3か月以内のもの ・写し可

※ 令和8年度八尾市競争入札参加資格者名簿（物品、委託・役務等）に登録されている場合は、上記 No. 4～No. 7 の提出書類を省略できる。

② 提出期限

令和8年9月25日（金）17時まで【必着】

③ 提出方法

八尾市電子申請システム（八尾市職員エンゲージメント調査・分析及び組織風土改善支援業務公募型プロポーザルの応募フォーム）よりデータで提出すること。

URL：https://lgpos.task-asp.net/cu/272124/ea/residents/procedures/apply/48735a28-69c1-4405-adb1-01625a124274/start

なお、原本提出書類については、上記②の期日までに下記11の提出先へ郵送により到着確認ができる形式で提出すること。または、事前連絡の上、持参も可とする。

④ 参加資格審査の結果通知

すべての参加申請者に対し、令和8年10月1日（木）（予定）に、【様式1】に記載の担当者メールアドレスあてに通知する。

⑤ 辞退

【様式1】の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに【様式5】辞退届を郵送又は持参により提出すること。なお、辞退届提出後は、いかなる理由があっても、本提案への再参加は認めない。

6. 企画提案書等の作成及び提出

参加資格を有すると認められた参加者は、仕様書等に基づき、以下の書類を提出すること。

（1）提出書類

No.	提出書類名	備考
1	提案書（任意様式）	・A4判20ページ以内とする。（片面・両面の使用は問わない。） ・様式は自由 ・縦または横のいずれかで統一すること ・図表等の使用可 ・仕様書の内容を踏まえ、具体的に記載すること ・設問サンプル例を含むこと
2	見積書及び内訳書（任意様式）	見積書には、本業務に要するすべての経費を含め、消費税及び地方消費税を除いた額を記載すること。

（2）提出部数

正本： 1 部

副本： 10 部及び PDF データ

(3) 提出期限

令和8年10月7日（水）17時まで【必着】

(4) 提出方法

上記（3）の期日までに下記 11 の提出先へ郵送により到着確認ができる形式で提出すること。または、事前連絡の上、持参も可とする。

なお、PDF データは八尾市電子申請システム（八尾市職員エンゲージメント調査・分析及び組織風土改善支援業務 公募型プロポーザルの書類提出フォーム）よりデータで提出すること。

URL：<https://lgpos.task-asp.net/cu/272124/ea/residents/procedures/apply/a8810bfd-687f-48bf-a63a-22ec26bef852/start>

(5) 留意事項

審査の公平性を期するため、正本のみ提案者名を記載し、副本には提案者名や所在地、代表者名、ロゴマーク等の事業者を特定・推測できるおそれのある表記は一切記載しないこと。

① 提案書

次に掲げる項目の順に、仕様書及び本募集要領に基づき作成すること。各項目に記載すべき内容の詳細は、別紙「評価基準」を参照すること。なお、専門用語等を使用する場合、平易な用語による脚注を付記するなどの対応を行い、評価者が特段の専門知識を有していなくても評価できる表現を用いて記載すること。

（ア） 受託実績

（イ） 実施体制

（ウ） 実施計画

（エ） 調査

（オ） 集計・分析

（カ） 結果報告・周知

（キ） 改善策

② 見積書及び内訳書

- ・ 見積書には、本業務に要するすべての経費を含め、消費税及び地方消費税を除いた額で記載すること
- ・ 契約上限額は、2,640,000 円（消費税及び地方消費税を含む）とする。なお、消費税及び地方消費税を除いた見積上限額は、2,400,000 円とする。
- ・ 内訳書には、見積書に記載した経費の内訳を区別がわかるように記載すること。
- ・ 契約金額は、見積書に記載された税抜き価格を基礎として、消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。

7. 審査・選定に関する事項

プレゼンテーション審査参加者から受託候補者を選定する。ただし、応募が4者以上の場合は、書類選考により、プレゼンテーション審査の対象となる提案者の選考を行う。書類選考の結果、対象とならなかった提案者に対しては、電子メールにより通知する。

(1) プレゼンテーション審査

① 実施日

令和8年10月16日（金）

② 実施場所

③ 実施方法

- ・時間は1事業者30分以内（うちプレゼンテーション15分以内、質疑応答15分程度）とする。
- ・提出した提案書に基づきプレゼンテーションを行うこととし、未提出の資料は使用しないこと。
- ・プレゼンテーション実施にあたり、スクリーン、プロジェクター及びHDMIケーブルについては本市にて用意するが、その他必要な機材（ポインター、パソコン等）については、提案者にて準備し持参すること。なお、実施場所は、インターネット回線を使用できる環境でないことに留意すること。
- ・プレゼンテーションの出席者は3名までとする。
- ・プレゼンテーションを欠席する場合、本プロポーザルを辞退したものとみなす。ただし、災害、交通機関の事故等、真にやむを得ない事由により出席できないと判断される場合は、この限りではない。この場合、その後の対応については、本市の指示に従うこと。

（2）審査方法

- ・本市が設置する選定委員会における提案内容の審査及び採点を経て順位を決定し、総合得点が最も高い提案者を受託候補者とする。
- ・総合得点が同点の提案者が2者以上ある場合は、「提案点」が最も高いものを受託候補者とし、「提案点」も同点の場合は、選定委員会の議決により順位を決定する。
- ・総合得点が最高得点の提案者が契約しない場合、第二位の提案者を受託候補者とする。
- ・契約上限額を超える見積書を提出した者は評価を行わない。
- ・参加事業者が1者であっても、評価を行い選考を実施する。ただし、総合得点が6割を超えない場合は、受託候補者とししない。

（3）審査基準

別紙「八尾市職員エンゲージメント調査・分析及び組織風土改善支援業務 評価基準」に基づき審査を実施し、各選定委員の評価点の合計を総合得点とする。

（4）審査結果の通知

すべての提案者に対し、【様式1】に記載の担当者メールアドレスあてに通知するとともに、本市ホームページにおいて受託候補者名を公表する。なお、得点の内訳等の審査内容について説明を求めること及び審査結果に対する異議を申し立てることはできないものとする。

8. 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、選考の対象から除外する。

- （1）参加資格を有していないと認められた場合
- （2）同一参加者が複数の提案を行った場合
- （3）選定委員に対し、直接、間接を問わず、故意に接触を求めた場合
- （4）審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- （5）他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行った場合
- （6）事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して提案の内容を意図的に開示した場合
- （7）提出書類に虚偽の記載があった場合、又は記載内容に、審査に影響を及ぼす重要な事項について事実と異なる記載があった場合
- （8）提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。審査に影響しない軽微な記載漏れについては、本市が必要と認める場合に補正を求めることができるものとする。

- (9) 提出書類が、本要領で定めた提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (10) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- (11) プレゼンテーション審査に欠席した場合
- (12) 契約上限額を超える見積書を提出した場合
- (13) この要領に違反または逸脱した場合
- (14) 前各号に定めるもののほか、信義に反する行為等により、選定委員会が失格であると認めた場合

9. 契約に関する事項

受託候補者選定後、本市との協議により委託業務に係る仕様を確認したうえで、契約を締結する。仕様書の内容は提案された内容が基本となるが、受託候補者と本市との協議により最終的に決定するため、必ずしも提案内容どおりに実施するものではない。

(1) 委託料の支払い

本市と受託者の協議のうえ、支払い方法を決定する。

(2) 契約保証金

八尾市財務規則第 120 条の規定に基づき、契約保証金（契約金額の 100 分の 5 以上）の支払いが必要となる。ただし、八尾市財務規則第 122 条に該当するときは、契約保証金を免除する。

(3) 再委託について

- ・受託者は、本市の承諾を得ることなく受託業務を第三者に委託してはならない。
- ・受託者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託の相手方は、八尾市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等排除措置を受けている者であってはならない。また、八尾市暴力団排除条例に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を本市に提出しなければならない。

10. その他

- ・応募に係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- ・提出書類は選定結果にかかわらず返却しない。
- ・提出書類は、八尾市情報公開条例（平成 7 年条例第 9 号）に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ・提出された提案書は、審査及び事業者選定の目的以外には、参加者に無断で使用しない（八尾市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- ・期限後の提出、差替え等は認めない。ただし、誤字・脱字、単純な転記ミス等について、本市が必要と認めて補正を求めた場合は例外とする。
- ・審査内容、結果についての異議は認められない。
- ・受託候補者に選定された後であっても、業務目的が達成できないことが確認できた場合は契約を締結できないことがある。それに伴う提案者が被る損害について、本市は一切賠償しない。

11. 提出先、問い合わせ先

〒581-0003

大阪府八尾市本町一丁目 1 番 1 号 八尾市役所本館 4 階

八尾市総務部人事課人材育成室

電話：072-924-3814（直通）

E-mail : jinzaiikusei@city.yao.osaka.jp

※受付時間：9時～17時（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）